

ふくしま移住希望者等交通費補助金に係るよくある質問と回答

更新日：R8.9.16

No.	項目	質問	回答	備考
1	申請前のお問合せ	申請の前に補助金を使えるかどうか、確認したいのですが。	福島県東京事務所（移住推進員）へメールでお問い合わせください。お問い合わせ内容を確認後、担当者からご連絡します。 【お問い合わせ先】 福島県東京事務所 移住推進員 メール：iju_tokyo@pref.fukushima.lg.jp	
2	申請の手続き等	補助金の申請期限はいつですか。	申請期限は、出発日の10日前（土日・祝日・年末年始を除く）です。 申請期限を過ぎてからの申請や、出発後に申請した場合は対象となりません。	
3		申請書類等の提出方法に決まりはありますか。	メールまたは郵送でのご提出をお願いいたします。 メールの場合は送信日が、郵送の場合は消印日が申請期限内である必要があります。	
4		エクセルやワードが使えないのですが、どのように申請したらよいですか。	ホームページにはPDF様式でも掲載していますので、様式を印刷した上で手書きで必要事項をご記入いただき郵送でご提出ください。 郵送の場合は消印日が申請期間内である必要がございますので、ご注意ください。	
5		東京事務所の移住推進員等と面談が可能な日時はいつですか。	月～金（祝日、12/28～1/3を除く）の9：00～16：45となります。なお、移住推進員等の予定もありますので、面談日については必ず事前に連絡し、調整してください。	

ふくしま移住希望者等交通費補助金に係るよくある質問と回答

更新日：R8.9.16

No.	項目	質問	回答	備考
6	現地活動について	現地活動は、どのようなことをすればよいですか。	現地活動では、下記1～3のうちいずれかまたは複数の活動をしてください。 1 福島県内での仕事探しに関する活動 2 福島県内での住居探しに関する活動 3 福島県内への移住に関する相談	
7		現地活動で訪問しなければならない場所がありますか。	現地活動では、下記1・2の両方を訪問してください。 1 自治体や自治体が運営する移住相談窓口等 2 民間事業者等（不動産業者や就業希望企業、先輩移住者等） なお、現地活動時に訪問を希望する窓口へは、事前に訪問日時等を調整した上で申請をしてください。	
8		移住に向けた現地活動以外に、観光をしたいのですが、観光をした場合でも対象となりますか。	観光が主目的の場合には、対象となりません。なお、No.10の回答もご注意いただき、現地活動の計画を立ててください。	
9		帰省や引越しの際は対象になりますか。引越しの際に対象になりますか。	対象となりません。	
10		現地活動の期間に決まりはありますか。	補助金の募集開始が公表されてから、同じ年度の3月10日までに帰着する現地活動が対象です。なお、移動日以外の福島県滞在日は、全ての日において移住等に向けた活動をする必要があります。	
11		東京事務所の移住推進員等との面談後に予定が変更となりました。連絡は必要ですか。	予定が変更になった場合には必ず事前に連絡してください。なお、現地活動中（来県中）に経路や訪問先（追加になる場合のみ不要）を変更する場合も連絡をしてください。連絡なしに予定を変更した場合は、補助金の対象とならない場合があります。	

ふくしま移住希望者等交通費補助金に係るよくある質問と回答

更新日：R8.9.16

No.	項目	質問	回答	備考
12	交通手段、経路等について	電車や飛行機等の座席のクラスに指定はありますか。	電車は普通自由席、普通指定席にかかる費用、飛行機はエコノミークラスに係る費用が対象となります。その他の公共交通機関についても、電車や飛行機に準じた座席のクラスにかかる費用のみが対象となります。 グリーン車やビジネスクラス等を利用された場合には、加算分が全額対象外となります。ただし、早期割引等によりグリーン車等に係る費用が通常の自由席または指定席に係る費用よりも安価な場合は対象となる可能性がありますので事前にご相談ください。	
13		自家用車のガソリン代は対象となりますか。	対象となりません。高速道路等の利用料のみが対象となります。	
14		レンタカーを借りた場合、レンタル代は対象になりますか。	レンタカーを利用した場合でも、高速道路等の利用料のみが対象です。なお、ETCカードを利用する場合は、申請者本人所有のETCカードに限ります。	
15		タクシー料金は対象となりますか。	対象となりません。	
16		路線バスや在来線の運賃は対象となりますか。	領収書等が発行され、必要事項が確認できる場合には対象となります。必要事項についてはNo.19の回答をご覧ください。	
17		合理的な経路とはこういった経路を指しますか。	原則、出発地（自宅）から福島県内の最初の現地活動地域、福島県内最後の現地活動地域から帰着地（自宅）までの最短経路を指します。 自己都合等で最短経路を外れた場合には、原則、補助対象外となりますのでご注意ください。合理的な経路かどうか判断に迷う場合は、必ず事前にご相談ください。	

ふくしま移住希望者等交通費補助金に係るよくある質問と回答

更新日：R8.9.16

No.	項目	質問	回答	備考
18	実績報告、領収書等について	実績の報告はどういった内容が必要になりますか。	福島県内で訪問した窓口等の担当者名、住所等の連絡先が必要となります。併せてそれぞれの窓口等での相談内容や、帰着後の移住に向けた活動予定等をご記入いただきます。	
19		領収書にはどんな項目の記載が必要ですか。	領収書には下記の記載が必要です。 ・宛名：申請者の氏名であること（上様は不可） ・金額 ・経路（乗車駅～降車駅等） ・乗車日、利用日 ・発行者名 なお、領収書で経路等が確認できない場合には、切符等の写しにより経路が確認できるよう、写真等を撮っておくようお願いします。 必要事項が確認できない場合には対象外となります。	
20		領収書を取り忘れてしまいました。代わりになる書類はありますか。	No.19の回答に記載の項目が確認できる利用証明書等で代替が可能です。	
21		SuicaやPASMO等の交通系電子マネーを利用する場合、支払を証明する書類はなにを提出すれば良いですか。	利用履歴の分かる書類と電子マネーが申請者自身のものであることがわかる書類を併せて提出してください。（券売機等から出力する利用履歴とSuicaやPASMO等の番号がわかるカード裏面の写し等。）	
22	居住地、同行者等について	申請書類のうち、「生年月日及び居住地を証する書類」とは具体的にどういった書類ですか。	運転免許証（表面と裏面）、マイナンバーカード（表面）、住民票の写し等を提出してください。（住所等が手書きの健康保険証は居住地を証する書類に該当しません。）	
23		短期の研修等で住民票の登録地以外に居住している場合、住民票の登録地以外からの出発は認められますか。	居住の実態が客観的に確認することができる書類（公的機関からの通知、賃貸借契約書公共料金の領収書等）により住所や氏名等の必要事項が確認できる場合は認められることがあります但し事前にご相談ください。 なお、住民票の異動は住民基本台帳法に定められた義務となりますので、お住まいの市町村等に確認し適切に手続きを行うようにしてください。	
24		18歳未満の同行者にかかった費用も対象となりますか。	申請できるのは、申請者も同行者も18歳以上の場合に限りです。18歳未満のお子様等が同行する場合でもその費用は対象外となりますので、領収書を別にもらうなど、18歳以上の方と18歳未満の同行者の費用内訳がわかる書類の提出が必要です。	
25		家族、友人等と一緒に現地活動することは可能ですか？	同じスケジュールで現地活動することは可能です。ただし、申請の際は下記の点にご注意ください。 ・18歳未満の方にかかった費用は対象となりません。 ・1枚の申請書で申請できるのは同居する家族等に限りです。 ・居住地が異なる場合、それぞれの方から別々に申請いただく必要があります。 ・領収書は申請者氏名で発行されているものがが必要です（料金をまとめて支払った場合等に特にご注意ください）。	

ふくしま移住希望者等交通費補助金に係るよくある質問と回答

更新日：R8.9.16

No.	項目	質問	回答	備考
26	対象経費について	決済手数料やシステム利用料、キャンセル料等は対象となりますか。	対象となりません。飛行機を利用する場合、旅客施設利用料及び燃油サーチャージは対象となります。 対象となるか不明な料金については、別途お問い合わせください。	
27		自家用車のガソリン代は対象となりますか。	対象となりません。自家用車の場合、高速道路利用料のみが対象となります。	再掲No.13
28		レンタカーに係る費用は対象となりますか。	レンタカーに係る費用は一切対象となりません。	再掲No.14
29		タクシー料金は対象となりますか。	対象となりません。	再掲No.15
30		路線バスの運賃は対象となりますか。	領収書等が発行され、必要事項が確認できる場合は対象となります。 必要事項についてはNo.19の回答をご覧ください。	再掲No.16
31		支払い方法に指定はありますか。	現金、クレジットカード、電子マネー、口座振替での支払いが可能です。商品券等を利用した場合には対象となりません。 ただし、ポイントカードを提示してポイントが付与される場合やクレジットカード・電子マネー等を利用してポイントが付与される場合には、付与されるポイント分を対象外経費として除外する必要がありますので、必ず様式2の補助対象外経費に記載してください。 併せて、ポイント付与率が分かる書類（クレジットカードのHPなど）を添付してください。	